

福祉健康委員会

令和6年8月5日～7日

富山県	高岡市
富山県	富山市
長野県	松本市

委員長	堀江 創一	副委員長	本西 光枝
委員	五十嵐 まさお	委員	丸山 れいこ
委員	佐野 朋子	委員	佐々木 勇一
委員	田島 寛之	委員	間宮 由美
委員	藤澤 進一		

令和6年度 福祉健康委員会 所管事務調査報告書

1 日 程

令和6年8月5日（月）～7日（水）

2 視 察 先

富山県高岡市・富山県富山市・長野県松本市

3 調査項目

（1）福岡地域包括支援センターについて（富山県高岡市）

《視 察 先》

高岡市（市役所所在地：富山県高岡市広小路 7-50）

福岡地域包括支援センター

（施設所在地：富山県高岡市福岡町大滝 22）

〔高岡市の概要〕

- (1) 人 口 162,851 人（男：79,115 人 女：83,736 人）
- (2) 世 帯 数 70,730 世帯
- (3) 面 積 209.58 k m²
- (4) 予 算 額 747 億 1,055.2 万円（令和6年度一般会計当初予算）
- (5) 議員定数 27 人

《視 察 日》

令和6年8月5日（月）

《福岡地域包括支援センターの概要》

福岡地域包括支援センターは、地域住民が高齢になっても生き生きと健やかな暮らしを続けることができるよう、各専門職が連携し、チームとして、相談に応じた支援をしている。

【施設の活動】

① 「介護予防地域応援隊活動」

介護予防を目的とした地域住民の自主活動の立ち上げ支援を行っている。介護予防活動を身近なところで続けていくため、人と人のつながりを大切にし、地域の高齢者が主体的に集まる場をつくる活動を立ち上げ段階から支援している。

② 「認知症サポーター養成講座（出前講座）」

地域の集まり（自治会、老人クラブ等）や職場、学校等を対象に、認知症の正しい知識や対応方法を学ぶ出前講座を行い、認知症の方や家族を温かく見守り応援することができる認知症サポーターを養成している。

《委員・会派の所感》

- 福岡地域包括支援センターにて「高岡市における認知症施策」を中心に高齢者施策に関する講義を受けた。

まず初めに、前提として少子高齢化の進むわが国において高齢者に対する施策というのは日本全国どの地方自治体においても向き合わなければならない課題であることは耳目の通りである。

高岡市の高齢者の現状というのは人口 163,248 人に対し高齢者人口 55,267 人(高齢化率 33.9%)、要支援・要介護認定者 11,688 人(第一号被保険者)とのことであった。これに対し地域包括支援センターの数は 11 か所である。また認知症施策については、認知症の早期発見・早期対応の強化、認知症についての理解を市民全体に深める取り組みや地域で支援する体制の強化、介護者支援、相談・支援体制の充実などいわゆる認知症バリアフリーの推進に努めているとのことであった。

高岡市においても高齢化率というのは年々増加の傾向にあるとのことであったが、認知症対策については早期発見・早期対応を心掛けるようにすることで認知症の進行を抑制することや、社会全体としての見守りの強化により共生社会実現の在り方の一片を感じることができた。また、お話を伺う中で印象的だったのは孤立した高齢者の増加というのは思ったほど現状課題として感じることはなく、比較のご家族などの協力も精力的な印象であった。この点では核家族化も急速に進んでいる都心部(本区)との違いを感じた。

- 高岡市は認知症施策をまち全体で進めている。本年 4 月からは所管課名を若年性認知症の方などにも配慮して、高齢介護課から長寿福祉課に変更した。施策では早期発見・早期対応の強化のために、「いきいきフレイルチェック表」を活用している。当事者は認知症と気が付かず認めない傾向もあるが、免許返納の相談等から発見されることも多い。その上で、77 歳時に認定されていない方々に全数訪問を行い、早期発見に努めていることは特筆すべきである。また、認知症バリアフリーの推進では、理解者の増加や地域の支援体制の強化、相談・支援体制の充実も進めている。中でも高岡市が保険の契約者となり、認知症の人が補償を受けられる「たかおか認知症個人賠償責任保険事業」や、二次元コードによる「高岡おでかけあんしんシール交付事業」等は本区の施策にも参考になる。加えて、高岡市医師会に委託する「認知症地域ケア相談医」は、担当する地域包括支援センターや多職種との連携を深めており、認知症初期集中支援チームとともに認知症への重層的な支援体制を構築している。「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」目指す高岡市の施策は、本区に大変参考となる視察であった。

- 高岡市では認知症となったご本人がそのことを認めていなくとも、安心して暮らせるように取り組んでいた。

特に印象に残ったことの 1 つ目は、介護者支援の充実として、「たかおか認知症個人賠償責任保険事業」があることだ。以前、認知症の方が線路内に立ち入り、損害賠償を求められた事件があった。身体的には体力もある行動的な認知症の方を家族に持つ介護者に、かなり不安をもたらす事件であった。高岡市のこの事業は、その人らしさを生かして地域で生活を継続させることができるための支援となると考える。しかし、利用者数は、2023 年度 7,081 人の認知症高齢者のうち利用は 137 名とのことで、少なかったことは意外であった。

2 つ目は 77 歳時に保健師、看護師による全数訪問を行っていることだ。市内

約 1,500 名を 4 人で回っている。アウトリーチ型でフレイルチェックも行い、相談をしやすい体制を作っていると思った。

3 つ目は包括支援センターごとに相談医を置いていることである。必ずしも認知症専門医ではないが、こちらも医療と介護連携事業の中の一つとして行っており、地域の医療関係者と連携がとりやすいと感じた。

- 高岡市では、福祉保健部 高齢介護課から、長寿福祉課と名前を変えた。背景に、若年性認知症の人が増えてきており、高齢介護課では抵抗があったとのこと。他の課においても、「高齢者」という文字をなくしていった。

若い人は進学や就職で市を出ていき、人口減となっている。高齢者の中の 1/5 の方が介護認定を受けている中で、動ける認知症の方については、手がかかっているにも関わらず、要介護 2 止まりである。そのために認知症施策について重要視している。

認知症サポーター養成講座は、22,708 人/16 万人、人口の 1/8 の人が受けている。未成年、成年の割合は不明とのことではあるが、小中学校での講座も多く開かれている。

本人が認知症ということ認識しないことが多いため、「認知症初期集中支援チーム」を作り、おおむね 6 ヶ月の集中支援を行なっている。その際に認知症と自覚させることが必要か？自覚しなくても良いのではないかと考えている。

8050、9060 問題の中で、親御さんに認知症が出て初めて、それまで隠れていた 50 代 60 代の、特に「息子」の状況がわかるということが出てきている。

認知症になってからの施策は大変丁寧に行われているが、認知症になる前のとりくみ、予防について、さらに力を入れていくことが求められているのではないだろうか。高齢の皆さんの日常に、働く、ボランティアをする、趣味や習い事をするなどが、どの人にも根付いていくことが、認知症を遅らせるために必要なことと改めて感じた。

- 高岡市の人口は 163,248 人であり、その内高齢人口は 55,267 人（高齢化率 33.9%）となっている。当区の高齢化率（21.29%）と比べて 12%強も上回っておりそのなかで認知症高齢者数は 7,100 人（高齢者の約 13%）前後で近年推移している。ただしこの数は、介護認定を受けた方々の実数であり、認定を受けていない方の人数は把握できていないのが現状だった。認知症の人が出来る限り住み慣れた自宅で暮らし続け、当事者やその家族が安心できる様正しく知り、不安を軽減することが出来るようなサービスを『認知症安心ガイド（認知症ケアパス）』でまとめられていた。

その中認知症バリアフリーの実践として①認知症サポーターの養成講座や②認知症の普及啓発イベントの実施等の施策を講じ、参加者も年々増えるなど一定の効果を発揮しているものと思われた。又、前記の施策の一環として、公費負担により自己負担は無く、認知症の人が法律上の損害賠償責任を負った場合に備えて市が保険の契約者となる仕組みである「たかおか認知症個人賠償責任保険事業」については当区でも参考になる事業だと感じた。「高岡おでかけあんしんシール交付事業」にあっては、高齢者の衣服や持ち物に QR コードが記されたシールを貼る事で、家族との連絡や掲示板との連携により素早い対応が可能となっていると聞き、本区施策の「おかえりりぼん」への改善に役立つと感じた。

○ こちらの視察では主に高齢者の介護についていろいろとお話を聞かせていただいた。

高齢化になっているのはどこの自治体も同じ課題を抱えている。

こちらの施設においては「認知症」についての様々な取り組みを行っていた。

認知症になってしまう高齢者の人数を減らすことは難しいため、やはりどのようにサポートしていくのかというのが周囲の努力で改善していくテーマになってくる。

こちらでは特に「認知症の方に関わる周囲の方々への啓発」に力を入れているように感じた。

学生たちや若い人たちにも「認知症サポーター」として学びを共有するなど、良い取り組みを行っているように感じた。

また、視察時にも質問したことだが「認知症の賠償責任保険事業」などはユニークな取り組みだと感じた。

ただ、総じて感じたのは、これから認知症になる方に「あなたは認知症の可能性がありそうですね」ということを認識してもらうことに非常に高いハードルがあるように感じた。

認知症になってから事後の対応を迫られるよりは、早期発見が望ましいと思うがどれだけサービスを手厚くしても当の本人たちがそれを望まないのであれば、意味を成さなくなってしまうなということを感じた。

例えば、兵庫県の明石氏は認知症の早期発見がうまくいっている自治体とのことだが、具体的には認知症のチェックシートの活用と、提出していただいた方には図書カード 500 円分をプレゼントするなどの取り組みをしている。

こういった各自治体の成功事例と課題事例を踏まえた上で、今後の江戸川区の福祉関連の事業のことにも理解を深めていきたい。

(2) 富山市まちなか総合ケアセンターについて（富山県富山市）

《視 察 先》

富山市（市役所所在地：富山県富山市新桜町 7-38）

富山市まちなか総合ケアセンター

（施設所在地：富山県富山市総曲輪 4-4-8）

〔富山市の概要〕

- (1) 人 口 404,401 人（男：197,457 人 女：206,944 人）
- (2) 世 帯 数 186,578 世帯
- (3) 面 積 約 1,241.70 k m²
- (4) 予 算 額 1,672 億 5,140 万円（令和 6 年度一般会計当初予算）
- (5) 議員定数 38 人

《視 察 日》

令和 6 年 8 月 6 日（火）

《富山市まちなか総合ケアセンターの概要》

富山市まちなか総合ケアセンターでは、子育て支援や在宅医療、地域コミュニティ（ソーシャルキャピタル）の醸成などを推進するための事業を展開し、乳幼児から高齢者、障害者を含む、すべての地域住民が安心して健やかに生活できる健康まちづくりを推進している。さらに、総曲輪レガートスクエア内の民間施設と協働事業を展開し、行政や大学、企業、NPO 法人、地域住民などが一体的、持続的に健康まちづくりに取り組む仕組みを創出することを目指している。

【施設の特徴】

1. 1 階には、健康づくり、介護予防、在宅医療や介護などに関する研修会を行う地域連携室や、心身の発達の遅れが心配されるお子さんへの早期支援と保護者の不安軽減を図るため、相談や訓練の支援を行うこども発達支援室などがある。
2. 2 階には、お子さんが体調を崩し、保護者が仕事などで家庭保育ができない場合、保護者の代わりに保育看護を行う病児保育室のほか、訪問介護など在宅医療のみを行うまちなか診療所の診療相談をはじめ、在宅医療・医療介護連携などに関する相談支援、研修会をおこなう医療介護連携室などがある。
3. 3 階には、産後のお母さんの心身の回復と、お子さんとの新しい生活を安心して過ごすことができるようサポートする産後ケア応援室がある。

《委員・会派の所感》

- 富山市まちなか総合ケアセンターに伺い座学での講義とまた現地の施設を見学させていただいた。

小学校の跡地を活用し建てられた施設は綺麗なものであり、特に女性や子供が安心して利用するにあたっては外観的な印象も非常に重要であるものと感じた。また整備の基本理念として「多くの人々がにぎわいの拠点づくり」「多様な世代が快適に健康的に暮らせる拠点づくり」「人と人のつながりが生む豊かなコミュニティ拠点づくり」と挙げられており、民間の力も活用しながら地域に暮らす方々が利便性ととともに市に対して行政がしっかりと見守ってくれているといったような安心感を生む施設となっていると感じた。特に子育て支援の分野においてはかなり手厚いものがあり、医師や看護師が常駐しているとのことで、運営にあたってはかなり大変なご苦労があるものと感じながらも、子を育てる親にとっては非常に有難く、ケアの充実度というのは非常に高いものがあると感じた。また働かされている職員さんも女性が多く、性別的違いで物事を論じることを嫌う時代にはあるが、やはり女性ならではの視点が非常に活かされているんだろうなということも率直に感じた点である。

こういった施設が生活圏にあることは子育て世代にとっては非常に心強いものがあり、本区（江戸川区）においても参考になる点が多々あったものと感じた次第である。

- 平成 29 年 4 月に地域包括拠点施設として開設された同施設は、訪問診療などに特化した、「まちなか診療所」や在宅医療・介護に関する相談支援をする「医療介護連携室」産後のこころと体の回復支援を行う「産後ケア応接室」お迎え型病児保育事業等を実施する「病児保育室」など包括的なサービスが行われており、民間の力を活用した複合施設としての在り方、そして地域包括ケアの中心拠点という位置づけとして大変に参考になった。富山市の中心に位置し施設全体のスケールの大きさには大変に驚きました。活用については様々な検討がなされたと思うが、乳幼児から高齢者、障害者を含む、全ての地域住民に向けての福祉的な拠点施設としたことに富山市の強い決意を感じた。

その中で産後ケア施設や病後児保育室など大変に充実した施設環境にあったが、今後の需要についての対応には課題があるように感じた。

複合施設として様々な事業の展開については、各部局との連携が重要となるがしっかりと行われていた。人口減少・少子高齢化といった課題に正面から向き合う中で、一つの方向性を形にした施設であり、様々な対策を講じた先進的な事業の取り組みであると感じた。

- 小学校の跡地利用として、乳幼児から高齢者。障害者を含む、すべての地域住民が安心して健やかに生活できる健康まちづくりの拠点を、夜間も対応する直営事業で行っていた。

まず、子育て支援については、助産師 24 時間ほっとラインを設置していた。音声案内も介さず、直接電話口に出る人が出て対応していることは、不安を抱える子育て中の保護者には大きな安心をもたらすと考えた。また産後ケア応援室も 5 室確保し、利用料も利用開始時間から 24 時間としており、良心的な対応であると感じた。こども発達支援室も同建物内にあった。

在宅医療の推進については、24 時間 365 日対応のまちなか診療所を市が直営で設置している。これにより、在宅で最期を迎える方が少なかったが増えてい

るということであった。在宅で医療を受ける体制を整えることは重要であると感じた。

地域コミュニティの醸成として健康まちづくりマイスターの養成を 10 年ほど取り組んでいるということであった。こうしたことが介護予防となっていると考える。

いずれの事業も、すべての地域住民の安心につながっていると思った。

- 今年 1 月の地震により、壁への亀裂が入ったため、構造上は安全であるが、天井などもろいところなどの修繕をしたとのこと。
新しい建物であり、大和リースが事業者となっているので、耐震構造もしっかりしているのではないかとされるが、先の地震により亀裂が入ったり、今も中止となっているグンゼスポーツセンターもあるとのこと。どのような耐震構造であるのか。どれくらいに耐えられるとされていたのかについては、詳しくお聞きしたいところである。

高齢化の進む市街地、单身世帯多く、5 つの学校が閉鎖したまち中に、小学校あと地を使いつくられたセンターである。当初は、レガートスクエア、レガートイタリの結びつきとのことで、建設の方法についての視察が多かった。

PPP 大和リースグループが事業者となり完成後に市が買い取っている。

赤ちゃんから子ども、お年寄り、ということがキーになっている。

まちなか診療所については、産後ケアも行うが、兄弟や父親の利用はできない。

職員 43 名中、正規は 20 名。医師看護師。連携室やケアマネからの相談多く、特に往診の依頼が多く、訪問診療は現在 100 人位。年間 7 回の研修会を行なっている。毎週金曜日には一般向けの講座などを開き、毎回、20~30 人くらいが参加している。

病児保育については、はしかとコロナは受けていない。水疱瘡は受けている。長く園にいてはではなく、なるべく通常の生活に戻すことが自分たちの役割。広域利用を推奨しているので、富山市は 4 つの市町村と連携している。タクシー代 1/4 が出る。

- 富山市の視察対象は少子化に伴う中心市街地の小学校の統合や跡地の活用について、平成 21 年度から計画を進めてきた旧総曲輪（そうがわ）小学校敷地内に設置された「富山市まちなか総合ケアセンター」だった。

総曲輪ケアセンターは、総曲輪レガートスクエア（三つの専門学校があり調理・福祉・医療介護を学ぶ）として官民一体型の集約された施設群の一部の施設です。我が区でも今後学校の統廃合が進むと考えられる中で、学校跡地の活用について大変参考になる視察だったと思う。

又、同センターは、こどもの発達支援・研修会場・医療介護の連携室・まちなか診療所（外来は無く訪問介護のみ）・病児保育室・産後ケア応援室等、様々な機能を有し、共用開始から 8 年目を迎え、市が掲げる「地域住民が安心して健やかに生活できる健康まちづくり」に大きく寄与していると感じた。

特筆すべきは、医師 3 名・看護師 3 名・社会福祉士 1 名が常駐する「まちなか診療所」です。同診療所にあつては、中心市街地のみならず担当するエリアを農村部まで広げ、在宅での「みとり」や今後の座自宅医療推進のための研修等きめ細かい取り組みは大変参考になった。

○ こちらは小学校の跡地を利用する形で公共施設と民間施設の合わさった総合施設となっている。(総曲輪レガートスクエア)

福祉関係の施設ということで視察に行ったが、立地も市の中心地にあり、規模も非常に大きな施設だったことに驚いた。

福祉関係の施設となれば、何かケアやサポートを求める人のためだけの施設になってしまうのが普通だと思うが、こちらの施設では公共と民間の複合施設となっていることから、多くの市民に足を運んでもらいやすい環境だなということを感じた。

実際に民間の事業としては「専門学校」や「フィットネスクラブ」などがあり、福祉施設の「医療」や「子育て」に関係のない人たちも多く存在している。

視察でお聞きした内容は「子育て」の取り組みについてがメインだったが、こうした施設があることを産後の母になる前から多くの市民が知る機会があるということが非常に良いことだなと感じた。

行政サービスはコンテンツが充実させることが出来ても、認知してもらえなければ市民にサービスを享受してもらうことは難しい。

その点において、こちらの複合施設では良い環境設計が出来ているように感じた。

また、ひとり親・母子家庭の人も増えていたり、独居老人も増えていく時代の中で、職場や家庭の次の第三の拠り所の重要性は年々高まってきていると個人的には感じている。

その中で、こちらの施設では官民一体となった様々な取り組みの中で、地域住民が交流しあえるイベントに力を入れていることもポジティブな点に感じた。

(3) 松本少年刑務所について（長野県松本市）

《視 察 日》

令和6年8月6日（火）

《視 察 先》

松本少年刑務所（施設所在地：長野県松本市桐 3-9-4）

《松本少年刑務所の概要》

松本少年刑務所は、主に20歳未満で犯罪傾向の進んだ少年受刑者と、26歳未満で犯罪傾向の進んだ受刑者を収容する施設である。当刑務所の作業の特徴は、長野県木曽地方で産出される木曽五木の「ねずこ・さわら材」を使用し、ふくろう、狸、蛙などの木彫品や花台、キーハンガー、木箱などの工芸品を制作しているほか、名刺や封筒類などの印刷、給食衣、袋物などの縫製、車両整備等の自動車整備、木工研磨、金属解体、紙加工などの作業を実施している。

【施設の特徴】

「桐分校」は、松本市立旭町中学校桐分校の通称であり、松本少年刑務所には、日本で唯一、公立中学校である桐分校が施設内に置かれている。松本少年刑務所では、全国の刑務所から義務教育を修了していない受刑者を集め、桐分校において1年間の中学校教育を行い、卒業させている。また、形式的に義務教育を修了した受刑者であっても、聴講生として学び直しができるようになっている。

「桐教室」は、松本少年刑務所内に置かれた長野県松本筑摩高等学校通信課程の通称であり、桐教室も全国の刑務所から受講希望者を募り、刑務作業の傍ら通信制によって受講させ、高校卒業資格を取得させている。

《委員・会派の所感》

- 松本市少年刑務所に伺い説明を受けながら所内を見学させていただいた。

松本少年刑務所は、主に20歳未満で犯罪傾向の進んだ少年受刑者と、26歳未満で犯罪傾向の進んだ受刑者を収容する施設である。刑務所での作業の特徴としては、長野県木曽地方で産出される木曽五木の「ねずこ・さわら材」を使用し、ふくろう、狸、蛙などの木彫品や花台、キーハンガー、木箱などの制作、名刺や封筒類などの印刷、給食衣、袋物などの縫製、車両整備等の自動車整備、木工研磨、金属解体、紙加工などの作業を実施しているとのことであった。

また、松本少年刑務所の特徴としては「桐分校」というものがあり、日本で唯一、公立中学校である桐分校が施設内に置かれているとのことであった。全国の刑務所から義務教育を修了していない受刑者を集め、一年間の中学教育を行い、卒業させている。また、形式的に義務教育を修了した者であっても、聴講生として学びなおしができるとのことであった。

- 長野県松本市において、明治時代より青少年受刑者に対する矯正処遇を行ってきた。定員 414 名のうち、現在 179 名が収容されている。受刑者の個々の特性に応じ、更生・社会復帰が円滑にできるよう木工製品の加工などの作業や、資格取得（電気工事士、自動車整備士など）を目的とした職業訓練も実施。きのこの栽培工場へ公用車に乗せられてではあるが、一人で通勤する外部通勤作業があることに驚いた。地域の方との信頼関係も必要な取組みと感じた。

また、刑務所内に全国で唯一、世界的にも例を見ない公立中学校がある。

昭和 28 年、収容中の 8 割が義務教育を修了しておらず、そのことも再犯が多いことに起因していると、多くの方の尽力で昭和 30 年市立旭町中学校の桐分校として開設され 70 年。全国の刑務所から中学校教育の受講希望者を募集し、夜間中学校の形態による中学校教育を行っている。その間、刑務作業は免除され、月曜日から金曜日まで一年間学習する。元々男子の刑務所だったことから男子のみが対象であったが、今年度は環境が整い、初めて女子の受け入れ、16 名応募で 5 名が入学した。

同時に高校の募集もしており、通信制高校を受講し卒業資格も取得できる。

卒業後、もとの刑務所に戻って出所後どうなったか追跡していないとのことで、効果を確認できれば、再犯防止策として拡充も考えられるのではと思った。

- 意外にも松本少年刑務所は街中にあった。房は、現在は収監者が減ったことで大部屋を 1 人で使っているとのことだった。

日本で唯一、公立中学校が置かれている。今年は女子のみの募集であり、廊下から授業の様子を見ることができた。作業は免除となり、毎日自習時間も設定されていた。昭和 30 年から設置されているとのことだが、まだ松本少年刑務所のみである。基礎的学力をつけることは更生に必要であると考えするため、取り組みが全国に広がることを期待する。

また、受刑者の作業を見ることができた。木材を削りふくろうなどの工芸品を黙々と作成したり、別の場所では自動車整備も行っていた。職につながる作業があることは、再犯防止に効果があると考ええる。

2022 年 6 月の刑法改正により懲役刑と禁錮刑の 2 種類に分かれていたが、再犯防止に、より力を入れる拘禁刑に一本化された。施行は来年であるが、松本少年刑務所において、作業がすべてなくなることはないだろうということであった。

再犯を防ぐためには、出所後に安定した生活を送るための道筋と出所後の伴走が必要だと感じた。

- 刑務所内の中学校について。昭和 28 年頃、受刑者の 80%が中学校未卒業であり、再犯者が多い中、基礎的学力を持ち合わせていないことで、再犯につながっていると考えた当時の関係者達が要望をして設立された中学校である。

昭和 30 年に旭町中学校の桐分校として設立され、これまでの卒業生は 776 名。中学 3 年生として、一日 7 単元の授業を行いながら、1 年間、学び直しを行い、卒業証書を授与される。また、その 1 年間は、刑務作業が免除される。70 年の節目となる今年 4 月、初めての女性受刑者が入学。松本少年刑務所から、全国に募集をかけ、今年は、女性 5 名が学び直しをしている。

中学の学び直しをする 1 年を終え、また、刑務所を出てからの後追いは、元の施設に戻ることが基本になるので把握しかねるとのこと。しかし、学び直しをすることで、再犯につながっていないということがわかったとしたら、それは、再犯防止の大きな力になると考えられるため、ぜひとも後追いをしていただきたい

と考える。

また、今年初めて女性の入学が認められたということは大変喜ばしいことであるが、そのために、男性受刑者の入学はできなくなっているとのこと。

そもそも、学び直しをしたいと思うことに、性別は関係ない。枠を広げていただきたいと願う。そのためにも、卒業後の再犯率を把握し、学ぶことのできる学校を広げていただきたいと願うものである。

設立時の崇高な考えを今こそ広げていく時ではないだろうか考える。

- 日本で標高が一番高い所にある刑務所の松本刑務所の施設に入り、まず初めに感じた事は猛暑の続くこの時期でも節電がされ、作業所はもちろん各施設内で、職員の方はもちろん入所者もこの環境で日々対応されている事への過酷さだった。刑務作業は受刑者に規則正しい勤労生活を行わせる事で心身の健康を維持し、規律ある生活態度及び共同生活における役割・責任の自覚を促し、職業意識はもちろん技能を身に付ける事で社会復帰を促進するという作業所の目的とお聞きした上で作業所内を視察した。作業所では長野県木曽地方で産出される基礎五木の「ねずこ・さわら材」を使用し、フクロウ、タヌキ、カエル等の木彫品等の工芸品、花台、キーハンガー、木箱などの工芸品を製作しているほか、名刺、封筒類などの印刷、自動車整備、木工研磨、などの作業の様子を拝見した。再犯してしまう（5年以内の再犯率35%）という現状の中で再犯の理由の7割が再犯当時無職と言う状況を考えると、受刑中のこの作業所での役割は大変大きいと感じた。又、ここでは、日本で唯一の刑務所内の公立中学校である「桐分校」を視察した。全国の受刑者の中から、義務教育を修了していない、または十分な教育を受けられなかった人で、勉学の希望の強い人が選ばれて入学しているとの事だが、再犯の防止の為には作業に加え、教育を受けられる環境が全国で増える事は必要ではないかと考えた。

- この3日間の視察の中で一カ所だけ毛色の違う視察先がこちらの少年刑務所だった。

行政サービス等の参考にすることは難しいが、参考になったこととしては出所後の再犯率は無職率と比例しているということ。

原因は様々な要因があると思うが、個人的には「取り組めるものがあるかどうか」「誰かの役に立っているという実感を持てるかどうか」「経済的な余裕があるかどうか」といったところが精神の安定にもつながっているのではないかという風に感じた。

もちろん、受刑者と一般の人たちとを同じ前提条件で考えることはできない部分もあると思うが、上記に書いた仮説や予測も大きくズレてはいないと考えている。そう考えると江戸川区においても安心安全な人々の暮らしを考える際に、学生を卒業した後の就業率に着目することなどは必要だと考える。

昔に比べて生き方や働き方や稼ぎ方には多種多様な選択肢が存在する時代になってきている。生き方の多様性は尊重すべきだが、もし就業率が下がる傾向などが見受けられるようなら、学校教育の中で「働く意義」や「お金を稼ぐとはどういうことなのか」といった哲学や道徳的な教育がより必要性が高くなっていくのではないかと。

また、外国人の人口も増え続けている江戸川区の現状もあるが、外国人の方々の就業率なども気になる点である。

犯罪を犯してしまった方々の受け入れ先の環境を見て、ポジティブな感想を抱い

た点もあるが、区の治安維持や住民福祉の最大化に向けて、ここでの学びや気づきの視点を持ち続けていく必要は引き続きあると感じている。

(4) 子どもの権利施策について（長野県松本市）

《視 察 先》

長野県松本市（市役所所在地：長野県松本市丸の内 3-7）

〔松本市の概要〕

- (1) 人 口 234,410 人（男：114,928 人 女：119,482 人）
- (2) 世 帯 数 109,963 世帯
- (3) 面 積 978.47 k m²
- (4) 予 算 額 1,012 億 9,000 万円（令和 6 年度一般会計当初予算）
- (5) 議員定数 31 人

《視 察 日》

令和 6 年 8 月 7 日（水）

《松本市の取り組み》

令和 2 年に策定した「松本市子ども・子育て支援事業計画」は、平成 27 年 3 月に策定した第 1 期事業計画の成果を踏まえ、引き続き子どもや子育て家庭に対する総合的な支援を進めるため、今後 5 年間に取り組む各種サービスの見込量や需要に応じた受入数の確保等を第 2 期事業計画として策定された。この計画では、松本市が培ってきた、質の高い幼児教育・保育、子ども・子育て支援を維持・向上させながら、「子どもを産み、育てやすいまちづくり」を推進している。この計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 カ年としている。その時々々の社会のニーズを迅速に反映していくために、計画の中間年である令和 4 年度に計画の中間見直しをおこなった。また、毎年度、学識経験者や保護者の方を委員とする、「松本市子ども・子育て会議」において、計画の進捗管理を行っている。

《委員・会派の所感》

- 長野県松本市役所に伺い、座学にて子どもの権利施策についての講義を受けた。

令和 2 年に策定した「松本市子ども・子育て支援事業計画」は、平成 27 年 3 月に策定した第 1 期事業計画の成果を踏まえ、引き続き子どもや子育て家庭に対する総合的な支援を進めるため、今後 5 年間に取り組む各種サービスの見込み量や確保方策等を第 2 期事業計画として策定されたとのことである。この計画では、松本市が培ってきた、質の高い幼児教育・保育、子ども・子育て支援を維持・向上させながら、「子どもを産み、育てやすいまちづくり」を推進しているとのことであった。また、この計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの期間としている。その時々々の社会のニーズを迅速に反映していくために毎年度、学識経験者や保護者の方を委員とする、「松本市子ども・子育て会議」にて計画の進捗管理を行い、計画の中間年である令和 4 年度に計画の中間見直しを行ったとのことであった。

印象的であったのは「子どもの権利」の尊重というのが単に子どもの好き勝手を許すことではないということをしかりと理念として据えていることであった。

単に自由や権利を与えるのではなく、そこにはそれに応じた責任が生まれるのが現実社会であることを伝え、大人になる過程でそのことを理解してもらいながら自立した人を育てていくことの尊さと重要性を改めて感じた。

- 松本市のこども施策は「松本市子どもの権利に関する条例」(2012 年制定)の基本理念を反映させる形で、「子育て支援」+「子ども支援」をコンセプトに、市、家庭、学校などの施設、地域で連携し、協働してすべての子どもにやさしいまちづくりを進めている。具体的な子どもの権利推進事業としては、子どもの権利相談室「こころの鈴」の運営や、子どもの権利の普及啓発(小中学生に学習パンフレット「あかるいみらい」配布)他、様々行っている。その中で子どもの意見表明・参加の促進の取り組みでは、平成 27 年から学校や地域、年代を越えて、市政や地域課題を学び、解決に向け意見交換を通じ自分達の住む町の意識を高める「まつもと子ども未来委員会」(毎年 30~45 名の小学 5 年生から高校 3 年生、年 15 回の委員会の開催、市内視察研修、市議員との意見交換会、市長への提言・活動発表)を設置しており、大変興味深かった。提言は実現されたこともあるとのことで、携わる職員や関係者の方も大変かと思うが、年間通して行うことで、また切れ目なく続けることで更に意義深いものになると感じる。また、子どもの居場所づくりの推進も数の充実と同時に、施設職員のスキルアップも目指す視点なども大切と感じた。今後の子どもの権利に関する取り組みを推進する上で大変勉強になった。
- 松本市では、2013 年 4 月に「松本市子どもの権利に関する条例」を施行し、子どもに関わるすべての大人が連携、協働して「すべての子どもにやさしいまちづくり」を、「子どもの権利推進計画」を持ち実行している。

子どもの権利相談室「こころの鈴」では子どもたちの相談だけでなく大人からの相談もある。公的第三者機関でもあり、勧告、是正要請もできる。子どもと一緒に考えていきましょうというスタンスであった。知らない人だから話せるということもあるとのこと。江戸川区においてもこうした子どもの権利相談室は必要と考える。

また、子どもの権利の周知啓発には、子どもの権利学習パンフレットを小学校低学年、高学年、中学校別に作成し、子どもの権利の日と定めた 11 月 20 日に配布している。「こころの鈴」の案内はこのパンフレット他、生徒手帳にも電話番号を記載している。子どもの権利の校内放送や、子どもに権利があることを、回数を重ねて周知をしていることが分かった。その他大型商業施設でのイベントの開催や小中学校からの保護者あて連絡メールにも載せているとのことであった。

子どもの意見表明、参加の促進の工夫として、「まつもと子ども未来委員会」があるが実施回数もその時参加する子どもたちによって決めていた。

注目すべきは、子どもの権利アンケートの結果をみると、2013 年度に比べ、2021 年度調査では自己肯定感が高まっていることである。課題はさらに高めていくこと、とのことだが、定期的に調査することにより、数値として見えることは大事である。本区においてもアンケートを行うことが必要だと考える。
- 「松本市子どもに優しいまちづくり推進計画」は、子どもが一人の人間として、成長、自立していくために、市全体で子どもの育ちを支えていくための共通の基盤となるものとして策定されている。

そこから、子どもの権利相談室「こころの鈴」が出来上がり、そこでは「子どもにとって一番良いことは何か」を判断の基準にして、寄り添うだけでなく「子どもそれぞれが自らの道を力強く歩んでいくための援助」を目指しているという。また、「こころの鈴」の相談は、非常に多岐にわたっており、まずは、一括して受けているとのこと。

相談方法には、面談、電話、メール、FAXがある。以前は手紙、電話が多かった。また、faxは、昔話の世界かなとご報告されていたが、そうであれば、今どきのツールであるLINEも含めていただくことで、より相談がしやすくなるのではないだろうか。

「子ども」の表記の仕方が、「こども」と「子ども」があり、これは、国の施策との関係とのことであるが、市民にとっては分かりづらいことであるので、一括して自治体として決めて良いのではないだろうかと考える。

旭町中学校の分校として、松本少年刑務所内、桐分校があることは、松本市にとって貴重なことと思う。松本市の犯罪率などはどうなっているかなど、改めてお聞きしたいところである。

- 松本市では、子どもをサポートする「こども部」の下にこども育成課・こども福祉課・こども発達支援課・保育課を組織し、「松本市子どもの権利に関する条例」の主管課は、こども育成課となっている。

同条例の施行は平成25年4月ですが、平成20年度に庁内関係各課での調整会議から始まりパブリックコメント・市議会からの意見・小中学生や保護者へのアンケート等の手順を踏んで出来たもので、特に小中学生254件・保護者146件のアンケート結果を見るにつけ、多様で貴重な意見が条例制定に反映されたと思われた。

条例施行後にあっては、同年6月の「松本市子どもにやさしいまちづくり委員会」の設置、同じく7月には「松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」」を開設し、「こころの鈴」は、施設のネーミングから子どもが関わり、年度ごとの報告書を作成しており、相談手段の多様性（フリーダイヤル・メール・学校に出向く等）とともに、きめ細かで丁寧な対応だと感じられた。又、同条例関連では「子ども未来委員会」を組織して、子どもたちへのヒアリングも行い、子どもの意見を取り入れる事に大変積極的であると感じた。

- こちらは「子どもの権利に関する条例」について色々とお話をお聞きした。特に相談室である「こころの鈴」は良い取り組みの一つだと感じた。

子どもが育っていく過程では相談相手はたいていの場合、親か先生になる。

友人もいるが、問題の解決能力がまだ幼い年齢のうちは難しい。

だが、親にも先生にも相談できないことがある場合には手詰まりになってしまう恐れがある。そういったときにこの「こころの鈴」のような第三の選択肢があることの意味が出てくると思う。

とはいっても、間違った解決策を提示してしまえば、保護者や学校側からクレームになったりするリスクもある難しい立ち位置のようにも感じたが、そのあたりの線引きはバランスの取れたスタンスで臨まれている事業のように感じられた。相談者のプライバシーの観点も不安な点はないように感じられた。

ただ、幼いうちから「権利」のことについて教育しすぎることには少し懸念があったのは正直なところ。「権利や人権」といったところは大事なことはあるが、政治利用される恐れもあり取り扱いに注意が必要なテーマだと感じている。

当然、誤った認識が広がれば「権利」を声高に主張し、親御さんや先生方をいたずらに困らせてしまうことにもなりかねない。

その点、この松本市においてはそれらの危うさをしっかり認識されているようで、「子どもの甘やかしやわがままの助長にはつながらないように留意している」ということも資料の中で明記されていたので、こちらにも良い姿勢で取り組んでおられると感じられた。

江戸川区においても、子どもたちの未来をより良いものにしていくことにはこれからも力を注いでいきたいが、安心安全な暮らしやより良い教育は制度や条例というルールによって完成はしないと考えている。

行政、学校機関、教育者、親御さん、それぞれの立場の人たちの取り組む姿勢によって指針や文化は育まれていくものだと感じているので、その点を念頭においてこれからの江戸川区の子どもたちの「本当の権利とは何か」ということを考えていきたい。

※ 報告書の作成にあたっては、高岡市、富山市及び松本市提供の資料を参考にしました。